

障第649号  
令和6年7月22日

各指定児童発達支援事業所運営法人代表者 様  
各指定放課後等デイサービス事業所運営法人代表者 様  
各指定居宅訪問型児童発達支援事業所運営法人代表者 様  
(岐阜市所管の事業所を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における  
支援プログラムの作成・公表及び県への届出について(照会)

指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所及び指定居宅訪問型児童発達支援事業所においては、「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成24年岐阜県条例第82号)第27条の2、第72条(第27条の2準用)及び第72条の11(第27条の2準用)の規定により、支援プログラムの策定、インターネットの利用その他の方法による公表及び都道府県への届出が義務付けられているところです。

つきましては下記に留意いただき、作成いただいた支援プログラムの公表状況に関しまして、回答いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 対象事業所

以下のいずれかのサービスを実施している事業所(岐阜市内を除く)

- ・児童発達支援センター
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援

## 2. 届出先

- (1) 岐阜圏域（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）に所在する指定事業所  
→ 岐阜県 岐阜地域福祉事務所
  
- (2) 上記（1）以外の指定事業所  
→ 岐阜県 健康福祉部 障害福祉課

## 3. 届出方法について

下記のオンライン回答フォームもしくはQRコードより、支援プログラム作成・公表分についてご回答ください。なお、上記2のとおり届出先によって回答フォームが異なりますので、ご注意ください。

- (1) 岐阜圏域（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）に所在する指定事業所

【オンライン回答フォームURL】

<https://logoform.jp/form/T8mB/668663>

【QRコード】



- (2) 上記（1）及び岐阜市内にある事業所以外の指定事業所

【オンライン回答フォームURL】

<https://logoform.jp/form/T8mB/664777>

【QRコード】



## 4. 届出期限について

令和6年8月9日（金）【厳守】

## 5. 回答に係る注意点

○指定を受けているサービスごとにご回答ください。

（多機能型事業所の場合、サービスごとに回答が必要です。）

※支援プログラム未公表減算について

令和7年4月1日以降、支援プログラムの作成・公表・届出が適切になされていない場合は以下のとおり減算対象となります。

対 象 サ ー ビ ス：児童発達支援

放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援

算 定 単 位 数：所定単位数の100分の85（15%減算）

減算対象及び減算期間：都道府県に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算を適用

※本通知に係る問い合わせ先

（問い合わせ先は届出先によって異なります。）

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係		
係長	若原	担当	島田
電話	058-272-8302		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		

所属	岐阜県岐阜地域福祉事務所 福祉課地域福祉第二係		
係長	永田	担当	菊川、入山、山内
電話	058-272-8287		
E-mail	<a href="mailto:c22801@pref.gifu.lg.jp">c22801@pref.gifu.lg.jp</a>		